

## 倉掛地内小田川の家庭ゴミについて

平成 29 年 5 月

日頃より自治会活動にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、表記の件につきまして、先日来より井原大橋下、倉掛排水ポンプ樋門上流の辺りに一般家庭ゴミと思われる物が河川内に放置されています。(5月22日確認時点で7袋)

おそらく他地区より持ち込まれたものと思われませんが、この辺りは倉掛少年団が清掃奉仕を行うエリアでもあり、散歩、ジョギングなどをされる方も多く、景観を損なうばかりでなく、河川の水質汚染、環境悪化、また下流自治体への迷惑等、様々な弊害があります。

さらに川に捨てられたゴミの回収費用や処理費用は税金でまかなわれています。

今後、河川内への不法投棄を目撃された方は

**井原市役所環境課 0866-62-9515**

まで、通報いただきますようお願いいたします。

### 参 考

河川にごみを捨てる行為は「河川法施行令」等で厳しい罰則規定が設けられています。

例(抜粋)

河川法施行令(第16条の4)罰則(第59条)

**3月以下の懲役又は20万円以下の罰金**

倉掛自治連合会会長

片岡 宏文